

標題 : 総務省通知「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正について」

発信番号 : 自治労情報2024第0116号
発信日付 : 2024年6月20日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

総務省は5月31日、標記通知を发出了しました。

改正法のおもな内容については、以下のとおりです。

- (1) 子の看護休暇の改正
 - ①対象となる子の範囲を小学3年生終了までに延長
 - ②取得事由について、感染症に伴う学級閉鎖等、入園(入学)式、卒園式を追加(※詳細は省令)
 - ③短時間勤務職員以外の非常勤職員の取得要件のうち、六月以上の雇用期間の要件を廃止
- (2) 短期介護休業の改正
上記③と同様の改正
- (3) 育児のための所定外労働の制限の改正
小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能に

改正法の施行にあたり、条例例その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項については、今後の内閣府令の改正や今後検討される国家公務員に係る対応等も踏まえて、追って通知・情報提供を行う予定とされています。

子の看護休暇については、今回の改正内容を上回る内容を勝ち取っている単組もあることから、自治労としてはこれを最低限の獲得目標とし、8月定期大会の当面の闘争方針に対応方針を記載する予定としています。

添付ファイル :
01_【通知】育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正について.pdf
02_改正法新旧対照表.pdf
03_官報.pdf
参考①育介法・次世代法改正法概要.pdf
参考②育児・介護休業法、次世代法改正ポイントのご案内.pdf
参考③育児・介護休業法、次世代法改正ポイントのご案内(地方公務員の対応部分).pdf